明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出物品販売場及び事前承認港湾施設ごとの識別符号を通知する。

3　第一項の規定による届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　当該変更に係る市中輸出物品販売場の所在地又は事前承認港湾施設の名称及び所在地

三　変更の内容

四　その他参考となるべき事項

4　令第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八条第七項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5　令第十八条第六項の規定により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6　前各項に定めるもののほか、令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（市中輸出物品販売場における購入者への説明事項）

第六条の三　令第十八条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二　法第八条第一項の規定の適用を受けた物品を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該物品の譲渡につき同項の規定の適用により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。）に相当する額を徴収される旨

第七条第一項中「とする輸出物品販売場」の下に「（同条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条から第十条までにおいて同じ。）」を加え、「第十八条第二項第一号ロ及び第四号」を「第十八条第二項第四号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「令第十八条第二項第二号イ及び第五号」を「同条第二項第五号」に、「同項第一号ハに規定する旅券等の写し（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録」を「同条第六項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「提供を」の下に「受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を」を、「当該電磁的記録」の下に「又はこれらの購入記録情報」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第七条の二第一項中「第十八条第十一項」を「第十八条第十二項」に改め、「又は第六号」を削り、「であつて、第六条第五項各号又は第八項各号」を「又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第五項各号」に、「同条第五項又は第八項」を「同項」に、「同条第九項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第八条第一項中「申請書に」の下に「申請者の旅券等の写し及び」を加え、同項第五号中「並びに納税地」を削り、同条第二項中「書類」の下に「に提出者の旅券等の写しを添付して、これ」を加え、同条第三項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第一号中「氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下この条から第十条の六までにおいて「」、「」という。）」、「（平成二十五年法律第二十七号）」及び「（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第九条中「申請書」の下に「に申請者の旅券等の写しを添付して、これ」を加え、同条第五号中「並びに納税地」を削る。

第十条第一項第二号ヘ中「第十八条の二第二項第一号」を「第十八条の二第二項第二号イ」に改める。

第十条の六第三項中「第十八条の四第五項」を「第十八条の五第五項」に改め、同条を第十条の九とする。

第十条の五第一項及び第二項中「第十八条の四第一項」を「第十八条の五第一項」に改め同項第二号中「（法第八条第八項に規定する臨時販売場をいう。次条において同じ。）」を削り、同条第三項中「第十八条の四第七項」を「第十八条の五第七項」に改め、同項第二号中「（同条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条において同じ。）」を削り、同条を第十条の八とする。

第十条の四の次に次の三条を加える。

（承認送信事業者による購入記録情報の提供方法等）

第十条の五　承認送信事業者が、令第十八条の四第一項前段の規定により同項第一号の契約に係る市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供する場合には、当該承認送信事業者の識別符号（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）を併せて提供しなければならない。

2　令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項前段の規定により提供した購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）とする。

（承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存）

第十条の六　承認送信事業者は、令第十八条の四第一項第一号の契約に係る市中輸出物品販売場の別に、同項前段の規定により提供した購入記録情報を整理し、当該購入記録情報の提供を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

2　前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（承認送信事業者の承認申請書の記載事項等）

第十条の七　令第十八条の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　申請者の電子メールアドレス

三　その他参考となるべき事項